

エポロイとホモイオイ

新 村 祐 一 郎

一

筆者はかつてスバルタの政治史についていささか考察した際にエポロイ (ephori) という官職の存在がその政治組織の特質であることを指摘した。本稿はそのエポロイが古典期には絶大な政治的権力を握るに至る過程を歴史的に概観したものである。

ギリシア世界も前七世紀の末までには一般的にいって、ポリスは評議会または長老会と民会とによって運営されており、この二種の会議体がポリスにおける最も基本的な機関であった。^①しかし、いうまでもなく、他に多くの行政官（官職者）があり、その任期は一年であった。スバルタの場合二名の王、二八名の貴族からなる合計三〇名の長老会、

スバルタ市民からなる民会があつたが、行政官としては毎年五名からなるエポロイが有名で、しかもこのエポロイが絶大な権力を保持していたのである。なおスバルタの長老会は本来王の諮問機関的な存在であつた有力者の集会が横這り的に評議会という形をとつたもので、この会のメンバーは任期終身であつて、この点アテナイのアレイオス・パゴス評議会と同様であった。長老会は民会に提出される議案を作成し、審議する機関であったから、いわば貴族政の要としての役割を果している。

二

紀元前五世紀前後のエポロイは外交官、軍事参事官、内務行政官を兼務しているかのような存在であり、実質的に

政治のあらゆる部門にわたって監督、指導を行つてゐる。しかし、この官職が当初より大きな権力を保有するものとして設置されたとは考え難い。では何時、如何なる事情の下に置かれた官職だったのであろうか。その当初の姿を考察する必要がある。

この官職の起源についてヘロドトス (I. 65)、クセノポーナ (Lak. pol. VIII. 3)、アリストテレス (Pol. V. 11. 1313a) やプルタルコス (Lyk. 7) はテオポンポス (Theopompos) 王の時代に設置された、といつてゐる。リュクルゴスはなかば伝説的なスパルタの立法者で、多くの制度を彼が作つたとされているが、実在そのものにも疑問を持たれてゐる人物である。ただこの官職の起源を彼に求めるのはその官職の発生がきわめて古いことを意味しているとはいえるであろう。他方テオポンポスは前八世紀後半の王である。もしそうならば「レトナ」の制定よりややちとことになり、「レトナ」の中にエポロイが出てこないことも説明できる。近代の諸研究者はこれらの古代の伝承をふまえながらもエポロイの起源を推定しているが、Michell のいう如く、それらの諸説はだいたい三つにまと

める」とができる。概略以下のようである。

A ドリス人の間に古くからあつた神官乃至は占星術師的性格のものから發展した。

B 王によつて任命されるもので、戦争の際出征する王にかわつて国内の統治を行うものとして設置された。

C 地縁的五部族の首長で同時に国王の顧問的存在として國制を維持する任務を持たされていた。

エポロス (エポロイの単数形) を語源的に考えると *εἴρησθαι* に由来するが、この動詞は「見る」という単純な意味といひ、「監督する」「観察する」というやや複雑な意味をも合せ持つてゐる。したがつてエポロイとは監督者、管理者、觀察者といふことになるが、本来的には「見る者」である。そこで何を見るのか、その対象によって三説が現れるともいえる。

先ず A 説はエポロイが元來天体現象を観察することによつて神意を知る予言者の存在であつたと主張する。予言者の神職乃至占星術師は当然天体の運行に精通してゐるので、彼らがカレンダーを調整しそれを管理してゐたということでも十分推測し得るところである。彼らが占星術師的な痕跡をとどめている例として、プルタルコスの「アギス伝」中の記事 (Agis 11)、すなわち「エポロイは九

年毎に月のない晴れた夜を選んで空を仰ぎ見、その時流星を認めたら王が神事に關して誤っているとして王権を一時的に差し止める」があげられる。しかし、少なくとも前五世紀までは王が宗教上の權能を保持しており、むしろ王自身が神職としての性格を多分に持っていた。前三世紀中葉になるとエポロイは明らかにカレンダーの管理を行ない、

またすでに紀年の官になつていてから星の觀測なども行な

つたであろうが、それをもつて彼らの起源を神職に求めるのはいささか早計であるように思われる。またエボロスの員数が五であるという理由もこの説では説明できない。なお九年毎に星の觀測を行うのはカレンダーの管理者として当然の任務であった。太陰暦では八年に三回閏月を挿入する必要があつたから、これを九年毎に調整しなければならなかつたであろう。⁽⁷⁾

これに対しB説はエポロイを国王によつて設置された官職と見なし、国王が二名共に戦場にある場合国内で司法上、行政上の職務を代行するように命ぜられたものと見ていい。この説はエポロイを王の協力者の存在として捉えていることになる。しかしエポロイが戦時中の王権の代行者であつたならばこれは臨時の措置であるから戦後はその職務は免ぜられる筈である。しかしあスパルタにはエポロイのリスト

が存在したというから毎年のエポロイの名が記されていたのであろう。とすればこの官職が一時的な任務だけをおびていたのではなかつたことになる。国王が戦時中に自己の職務の代行者をおくのはあくまで臨時の措置であるから、それ以前に何らかの目的ですでに置かれていた官職に職務代行を委託したと見る方が妥当であろう。

C説はエポロイを五部族の首長乃至代表者と見ているのであるから、エポロイの設置は五部族の定められた時期と同時またはそれ以後ということになる。スバルタ人が五部族に分けられたのは前八世紀前半であると思われる。エボロイがのちに權力を集中していた頃には彼らは毎月王と誓約を交わしているが、その際エポロイは「市民全体の名において」誓約を行つてゐる (Lak. pol. XV. 7)。つまりエボロイには何らかの形で市民を代表しているという意識があつたのである。しかし最初は五部族の各々の代表者といふ形で選出乃至は任命されたものと見ることができる。そして「レトラ」によつて秩序づけられた社会を維持し監督するという点からその名前がつけられたもので、いわば新秩序の管理者、より端的にいえばレトラを保持し管理する任に当たつてゐたものとするのである。

以上の三説にはいずれも不十分な部分もあり疑問とする

点もあるが、中ではC説が比較的真実に近いのではないかと思われる。それでは法の監督とか管理とは如何なるものであろうか。法の管理には王は全く関与していなかつたと考へるべきなのか否かを探らなければならぬ。

III

法の管理・監督とは何かを考える際に参考になるのはアリストテレスの「アテナイ人の国制」第三章の記事である。すなわち彼はアテナイのドラコン（前七世紀後半）以前の制度に触れながらアルコンが毎年九名選ばれることを示し、それが紀年のアルコン（archon eponymos）、バシレウス、ポレマルコス各一名と六名のテスモテタイ（thesmoothetai）とからなることを明らかにしている。紀年のアルコンはその人の名によつてその年が呼ばれ、任務としては行政長官でおそらくはカレンダーの管理をもしていたものと思われる。バシレウスは本来「王」を意味する言葉であるが、王の神官的側面すなわち国家の祭祀など宗教的な行事を司る役目を持つものであつた。ポレマルコスは王の軍事的な職能をうけついだもので、軍隊の最高司令官としての役割を果たしていた。つまりこの三名の職能は本来的には王個人が持つべき権限を分掌したもので、王政

から貴族政へと移行する際に段階的に貴族の中の有力者にそれが譲渡されたものだつた。彼ら三人の任期は最初终身であったが、前七世紀にはすでに任期一年となつてゐた。テスモテタイは任期が一年となつてから新しく加えられたものであるが、テスモテタイについてアリストテレスは「thesmiaを記録して係争者間の問題解決に備えて保存するためにはえらばれた」と述べているが、要するに法を司る重要な職だつたのである。なお、こゝで *thesmia* というのは「法」ではあるが、伝統的な宗教的思想にまとづいた擬^{おもて}というべきもので、国家によつて制定された法（nomos）とは区別されるべきものである。しかしこの職名の場合には、これほど厳密なものではないけれども、本来的には神から与えられた基本法的なものの管理が任であつたと思われる。またトウキュディデス（V. 47）によるとエリスにテスモピュラケス（thesmophylakes）という官職（複数）があることが明らかになるが、これもその官名から法律の管理・擁護を任としていたことが知られる。また時代は下るが、ディオドロス（V. 67. 4）に「神の擬や人間の法を監督するものは thesmophylakes, thesmothetai と呼ばれる」という記事があり、多くのエリスに法の管理を任とする官職が存在したことを暗示している。アリスト

テレスはアテナイのアレイオス・パゴス評議会が法律の擁護者で役人が法に従つて治めるように監視していたことを伝えている (Ath. pol. III. 6)。このことはアテナイではアレイオス・パゴス評議会とテスモテタイとが協力して法の維持、擁護につとめていたことを示している。これから考えてみるとスバルタでも長老会とエポロイとは協力して法の管理を行つていた可能性がある。エポロイも当初は「レトラ」の管理、維持をその任務としていたかもしれないが、のちには一般の法に対する監督権や司法的な権限を派生的に得ていたようである。

それでは一体如何なる事情でエポロイが権力を拡大したのであろうか。エポロイの選出法を考えてみなければならない。

四

態にあつたであろうか。

少なくとも最初はエポロイは五部族の各々から一人づつ王に近いものが選ばれて王に任命され、王の顧問として王の意向にしたがつて行動するものであった。彼らはたとえ五部族の代表者といつても要するに王への協力者であったと思われる。このエポロイの性格が多少かわつてくるのは前六六九一八年のヒュシアイの戦ののちであると考えられ

る。この戦でスバルタはアルゴスに完全に敗れたのである。この戦争の直後にスバルタの西隣で前八世紀後半の第一次メッセニア戦争以来その支配下にあつたメッセニアが反抗運動をおこし、近隣のエリス、ピサ、アルカディア、アルゴスもこれを側面から援助した。これが第二次メッセニア戦争であるが、この戦争は前六五七年頃スバルタの勝利に終り、メッセニアを依然として保持しただけではなく、スバルタ軍の優秀性を印象づけることにもなつた。スバルタにとってこの戦争を遂行するのに何よりも必要だったのは軍隊の増強であった。そのためにはこれまで貴族のみによって構成されていた軍隊に一部の一般市民をも組み入れ彼等の協力を得なければならなくなってきた。それでは前七世纪中頃のスバルタ社会において貴族と市民とは如何なる状態にあつたであろうか。

スバルタにおいても一般的なポリスと同じく貴族が宗教、政治、軍事、裁判の四部門を独占することによつて貴族支配を実現しており、彼らは更に貿易活動にも自ら参加して富を蓄積していたが、それは一般市民の貿易活動が行われなかつたことを意味するものではない。そのことは前六世紀初頭のアテナイにおけるソロンの改革の方向を見れば明らかである。彼は身分上の区別よりも財産高による区別を

優先させ、アテナイを富の原理にもとづく社会に転換しようとした。おもに貿易によつて富を蓄積したアテナイの市民の中には貴族の富にも優るとも劣らざるもののが出現して一般市民の政治参加を要求する動きが出てきたが、ソロンによって行われた改革はその要求に応えるものであつた。このような貴族、ついで市民による富の蓄積はスバルタにおいても同様であるが、前五五〇年頃まではアテナイよりも早くもスバルタの方が海外との貿易、交渉が盛んであつたから、⁽¹¹⁾このような何らかの改革を求める声はアテナイよりも早く強まつた可能性がある。また前七世紀頃から金属加工技術の進歩にともなつて、武具が多少安価になつたこともあって市民の中にも武具一式を調達できるだけの財力を持つものが増加している。このような背景を考えるとヒュシアイの敗戦後スバルタではその軍隊を補充し更に強化するために市民の協力が要請されるのは当然であった。かくして軍事的強化の目的で市民の一部が軍隊に参加し、貴族と共に密集隊を組むようになると、その市民が政治参加を求めるようになるのは自然の成り行きである。ところで市民が重装兵として貴族と共に密集隊を組むようになると、その団体的統一行動を維持して行く必要上、戦士に平等意識を持たせなければならなくなる。したがつてそれは貴族側の市

民への譲歩がなければならないが、その譲歩は貴族側の犠牲を伴うものであるとは考えられない。貴族にとって直接的には不利にならず市民にとつてはある程度の譲歩と認められること、それはエポロイの選出法の変更以外に考えられない。エポロイは五部族の代表といつても、当時の貴族政の下においては王の任命によるか、王が長老会の同意を得て指名するかであつたものと思われる。それを文字通り五部族の代表者たらしめるためにはその選出権を民会に移管しなければならない。これによつて彼らは初めて市民の代表者たり得るのである。しかも当時の民会の中心的存在は貴族とある程度経済的に余裕のある市民であつたから、エポロイの民会での選出は重装兵になり得る市民の意向を反映することになる。しかしそスバルタの場合エポロイの選出法の変更が立法者や調停者の出現によつて行なわれたかどうかは明らかでない。むしろすぐ後にせまつた戦争に対応するためになされた貴族側乃至は長老会から出された案を民衆が受け入れたものというべきであろう。

しかしながらエポロイの選出方法の変更があつたことは市民が貴族の政治的独占体制を打破すべき動きの一端と見ることができる。アテナイにおいては前六世紀初頭以降、役人を任命する時に各部族毎に予選された人々の中から抽

選で定めることになったとアリストテレスは伝えている(Ath. pol. VIII. 1)が、スバルタではすでに行政区画ともいるべき五部族が設けられていたから予選をするとすればこれが規準となる筈である。エポロイの選出に果してそのような予選が行なわれたか否かは明らかでないが、もし採用されたとすれば市民の政治参加の口火が切られたものといつてもよいであろう。ただ選出法はどうあっても彼ら自身が現実に各部族の代表者と意識することによって初めてエポロイの権限強化が開始され、市民代表の名において王と長老会を牽制する方向に次第に進む可能性が出てくる。

密集隊戦術の発展に伴なう市民の軍事参加の度合いが高くなるにしたがって、富裕市民は彼らに対する貴族層の政治的譲歩をより広く求めるようになる。すなわち民会の権限を実質的なものにするよう努力するのである。しかしながら富裕市民とエポロイとの協力体制はやがて更により多くの市民をも戦士に加えなければならなくなつた時再編成をせまられる。多数の市民の軍事参加は当然多数の市民の政治参加要求の声を高めた。エポロイもしたがつて次第に富裕市民の利害の代弁者ではなく、多くの中産市民の代表者となり、この市民勢力をバックに彼らはやがて長老会での発言

五

以上のように前七世紀後半におけるエポロイの民選は彼らの権力獲得の足がかりにはなり得たが、その時点で彼らの権限が大幅に拡大されたとはいはず、権限が実質的に拡大されたのは更にのちである。ところでそのエポロイの権限を拡大したものとしてその名が伝えられているものが三名ある。すなわちエラトス、アステロポス、キロンである。

まずエラトス (Elatos) の名はプルタルコスの『リュクルゴス伝』(七章) に伝えられるが、他の著述家の記録には現れない。プルタルコスが記すところによると、エラトスがテオポンボス王によってはじめてエポロスに任命され王権を若干制限したという。アリストテレス (Pol. V. 1313a) もテオポンボスがはじめてエポロスという官職を設けて王権を制限させたといつてはいるが、エラトスという名は掲げていない。この伝承はきわめて奇妙な内容を持っている。かりにエラトスと名のる人物が初代のエポロスであつたとしても、何故王自身が自分の権限を制約する官職を設ける必要があるのか理解に苦しむ。またこの時代に王権の如何なる部分がエポロイに移されたのかの説明もない。たしかにテオポンボスの時代には第一次メッシニア戦争があり王は内政の代行者を必要としたかも知れないが、その際「レトラ」の管理を任とするエポロイに代行させた可能性はある。しかそれももつて王権の制限ということはどうきないようと思われる。いずれにしてもエラトスは実在の人物であるか否かも明らかでなく、エポロイの権限拡大には直接関係はないようである。

次のアステロポス (AsteroPOS) はプルタルコスの『クレオメネス伝』(一〇章) にクレオメネス三世自身の言葉と

して「エポロイの役職を拡大したのはこの官職が設置されてから何代か後のアステロポスであった」とあるのみである。この人物について他に記述はないが、若干の研究者の注目をひいてはいた。それは ‘Αστερωπόςなる言葉が「星を見る人」と解釈し得るからであろう。“Sparta”的著者である Michell はその実在性については肯定も否定もできないといつてはいる。¹³⁾

以上の二人に対してもキロノン (Chilon) はヘロドトス (I. 59) にその名が見えて、しかも前六〇〇年頃すでに成人していたことが知られ、プラトン (Protog. 343) はギリシアの七賢人の一人としており、ディオゲネス・エルティオス (I. 68-73) は前五七一年にはすでに老年に達していたこと、前五五六六年にはエポロイの一人（恐らくエポロス・エボニュモス）だったという。この前五五六六年が事実ならかなりの老齢になつてからであるが、賢人の尊高いキロンがエポロスとなつてその権限を拡大したということは十分あり得るところである。ただ問題はこの時点でエポロイが如何なる権限を獲得したのかということである。

エポロイが王権を制限するとすれば王の権能の一部が失なわれる筈である。本来ギリシアの王が保有していた権能のうち最も重要なものはカレンダーの管理、軍隊の指揮、

宗教上の諸機能（特に国家守護神の祭祀）であり、それについで法の管理である。このうち軍隊の指揮権と宗教上の機能は前五世紀前半に至つても依然として二名の王の手中にあつた。ヘロドトスの記事（VI. 56-57）によると、宗教上のものとしてゼウス・ラケダイモンとゼウス・ウラニオスを祭る神職としての役目があるが、一方は伝承上の國祖の祭であり、他方は天上神の祭であつて国家にとつては重要な祭祀であつた。次いで、軍隊に関するものとしては和戦決定権、また國家の軍隊の統帥者の役割を果し、出陣に際しては犠牲式を司つた。また王は平時においては国費による犠牲式や食事の際に食物が他の人々の二倍に当たるもののが供せられ、毎月一日と七日にはアポロンの神を祭り、市民の中から自由にプロクセノス（外人接待官）⁽¹⁴⁾を任命し、二人の王が各々二名づつのピュティオイを任命することになつていた。王が単独で裁判できるのは結婚乃至相続に関する事柄、公共の道路に関する事柄である。

これらを総合して考えてみるとカレンダーの管理権はようり早くエポロイに移つた可能性がある。スパルタでは前八世紀以来戦争が多かつたから、王が軍事にたずさわつている間は天体の観測などをともなうカレンダーの管理がレトラの管理者にゆだねられる場合が考えられるからである。

前五世紀の王の機能を見ると和戦決定権以外には政治的な機能はほとんどなく、長老会にしてもこの時期に召集権があつたか否か明確ではない。とすればキロンの時期にエポロイが獲得した機能は国政に関するもの、ことに内政に関する政治的機能と裁判権であると考えねばならない。

次に史料に則してエポロイを見るにまずヘロドトス（I. 65）に若干の記述がある。彼はエポロイがリュケルゴスによつて設置されたという説をとつてゐるが、その際にこの国制がデルポイの神の託宣であるという伝承を紹介しながらも、スパルタ人自身はリュケルゴスがクレタ島からもたらしたといつてゐる。しかしへロドトスはその内容については触れず、法律をことごとく改変しながらも、スパルタ人自身はリュケルゴスがクレタ島からもたらしたといつてゐる。しかしヘロドトスは法の違反を嚴重に取締つたというだけである。ただ兵制の改革を別にかけげて enomotia, triakas, sysitia などの制度を定めたとし、更にエポロイや長老会の創設もリュケルゴスに帰している。この enomotia, triakas などは軍隊の下部単位であるが、sysitia は共同食事と解される。しかしここでは一般的風習としてのそれを指すのかあるいは同名の軍事的な単位が存在したのか明らかでない。

以上の記述の他にエポロイについての記述は二ヶ所ある。V. 39-40 の記事ではエポロイがアナクサン드리ダス王に

世継ぎの生まれないことを理由に后と離婚して他の女性と結婚することを勧告し、王がそれに反対する意向を示すとエポロイは長老会と協議して王に「一重の世帯を営むよう進言し、王がそれを受け入れた経緯を述べている。」¹⁾ ケ所は VI. 61-65 でアリストン王の二人目の后が出産した時、王はエポロイと協議していたが、彼はエポロイの前で今度生まれた子は自分の子ではないといったことに触れている。いずれも世継ぎの誕生に関係した記事であるが、このような私事ともいうべきことにもエポロイがかなり関与していることが見てとれる。以上の他にはヘロドトスにエポロイに関する記事はない。この二例は共に前五五〇年以後に即位した王であるからキロン以前である可能性は低い。したがつてこのようなエポロイの態度はキロンによる権限拡大が副次的に生み出した状況ということができるであろうが、王の世継ぎ誕生は私事とはいえ後継者問題に関わるから国家にとって大きな問題だったといえる。しかしこの記事からエポロイの権限がどのように拡大されたのか、具体的に知ることはできない。ただエポロイが時に王と協議し、時に長老会と協議していたことはほぼ確実であり、そのことは同時に国政に関与していたことを思わしめるものがある。したがつて彼らは王の顧問的な役を果すと共に長

老会にも出席する資格をもつていたと考えられる。

次にトゥキュディデスによると、この一年任期の官職者が冬の初めに就任する」と (V. 36)、場合によつては民会で裁決を要求し得る」と (I. 87)、戦時には将軍を任命して命令を下し (VIII. 11)、また将軍を召還し得る」と (I. 131)、また王をも投獄し得る」と (I. 131) などがあげられる。こゝで注目すべきは王の軍事的指揮権が絶対的なものではなくなつており、全般的にエポロイが王よりも上位にあるが如き印象を与える。特に重要なのは民会における裁決の要求である。民会での裁決は事实上國家の最終決定であるからその運営について発言し得る」といふことは前五世紀後半にはすでに彼らが民会を主宰しそれを主導していくことをも思わしめる。

クセノポンは Lakedaimonion Politeia という小冊を書いており主に彼の時代（前四世紀前半）のスパルタの諸制度を述べている。その中でエポロイに関する記述を拾つてみると、王が出征した際にその行動を監視するためにエポロイの内二名が従軍する」と (XIII. 5)、王が法律に従う限り王権を維持すると王に宣誓をしておる」と (XV. 7) を述べており、それが何時からかは明らかでないが、王権の制限を目指すエポロイの態度が見られる。こゝではもは

や明確にエポロイが王に対する優位に立っていることを示している。

さらにアリストテレスは裁判がもっぱら長老会とエポロイとで行われていることをやや批判的に記述している^⑯

(Pol. II. 1270b; III. 1275b)。

以上の記述からエポロイが王権を次第に制限して行き、やがて王の地位をも左右するに至ることさえあるかと思えるほどである。

六

前説に述べたようにエポロイの権力増大とその上昇は疑えないとこりであるが、それは何にもとづくものであろうか。

その一つは裁判権の問題であろう。ヘロドトスによると長老会とエポロイとの会合が必要に応じて開かれていたことが知られるが、トウキュディデスに見られる王の投獄、クセノポンに見られる王の軍事行動の監視、王との宣誓から見ても裁判権との関係が指摘できよう。アリストテレスは前記のところでエポロイは「最も重大な裁判を決定する力を持っている」とい、また「スバルタでは契約は種類が違うと違ったエポロスが裁き、長老達は役人を裁き、ま

たおそらく違った訴訟は違った役人が裁いている」といつており、長老会とエポロイが裁判権を持つていたことは明らかである。

ここでもう一度ヘロドトスのいうスバルタ王の権能を見てみると、前五世紀前半の段階で王には法の管理権や一部を除いて裁判権がすでにない。ということは前六世紀の間にそれが長老会とエポロイに分掌されるようになったことを示しており、これこそキロンの行なったエポロイの権限拡大に他ならないと考えられる。その法の管理権は基本法たるレトラの管理者であるエポロイに移されたものと思われる。エポロイはすでに実質的には法の管理にたずさわっていたであろうが、それが法制化されたのはこのキロンの時と見て差し仕えなかろう。ところで法の管理者はアテナイのテスモティイと同じように法文を記録にとどめておく任務があるが、それは同時に最終決定権を持つ可能性があり、そこまで行かなくても彼らが裁判の際に何らかの発言権、決定権があつたと考えられる。またエポロイはその役職上、長老会に出席する権利を持っていた。彼らが王によって選定されていた当時は長老会の出席権も重要な意味を持たなかつたが、民選となり市民の代表者となつてからのエポロイの長老会への出席は、民意をある程度反映させる

ことを可能ならしめた。また貴族政の国家では貴族の会議体が最高の裁判所を形成し、かつ国家の秩序を乱すものに対する処罰権をも有していた関係上、エポロイと協力し得る関係にある。おそらくエポロイの法の管理者としての任務から次第に裁判に関与するようになり、キロンの時に裁判への参加が法制化されたのである。エポロイの裁判権獲得こそ彼らの権力拡張の基盤であり、これを武器に長老と協力しつつ王権の制限を一層推し進め、政治的な権利すなわち行政官的な地位をも得るに至る。しかしキロンがエポロイの権限を拡大し得たのは彼が有能な人物であったためだけではない。その背景があつたのである。

スパルタでは前六〇〇年頃メッシニアの反乱があり、それに続いてアルカディア諸都市の征服が行われた。これだけの戦争を遂行するにはそれに応じるだけの経済的基礎と人的資源が必要である。当時のスパルタは海外貿易にもとづく繁栄の絶頂期にあり、武具の入手が容易となつたこと也有つて、市民の中に重装兵になり得るものが多くなつてゐた。しかしそれ以上の市民を戦士とするといった場合、彼らにはその生活を保障するだけの土地が与えられていないくてはならない。これがスパルタの伝承にしばしば現れる土地の平等分配の物語の背景となる事情であろう。すなわ

ちメッセニア戦争の後に土地の分配し直しを求める声が高まつたといわれている。その真偽は明らかでないが、ポリス成立当初のクレロスが経済発展を続けた時代に長期間そのまま維持されるとは考えられず、かなりの富の偏在があつたものと見るべきである。したがつて土地を失なつた市民が増大した時期に土地再分配を求めるのは当然である。またポリスは市民の平等なる土地所有が基盤であり、これにもとづいて市民数を確保するのが建前であるから土地再分配は国家の健全性を回復することにもなる。前六〇〇年頃に再分配までに至らなくても、土地所有量に若干の制限を加える程度の改革は行わたであらう。その目標を一言でいえば中産市民層の保護育成であつた。しかも戦時における兵員を確実に補給するために次代のものを養育していく必要から徹底した団体訓練を中心とする尚武の気風を培う独特な教育法が行なわれるようになる。かくして市民の大多数が兵員になり得るというのではなく、常に戦士としての訓練を受けることになり、ここに他のポリスとは異なったスパルタ独自の市民が成立することになる。したがつて前六〇〇年頃からしばらくの間はスパルタの一つの転換期といえる。

七

スバルタでは前六〇〇年頃にホモイオイ (*homoioi*) が成立するといわれる。ホモイオイとは「平等者」の意味であるが、それをもつてスバルタ市民の生活そのものが平均化されたと見ることはできない。ホモイオイの本来の字義はどうあっても現実に貧富の差が完全に解消されたわけではなく、上に述べたような土地所有量の若干の手直し程度のものであったかもしれない。しかしこれによつて中産市民層をある程度増強できたものと考えられる。それよりもむしろホモイオイという表現は市民間の市民の対立を緩和するものと見るべきである。つまりホモイオイはアテナイのソロンの改革におけるゼウギタイ (*zeugitai*) 程度以上の市民に平等者意識を植えつけることを目的としたのであつて、市民の一般生活の平等化ではなく、政治的権利の平等が実現されたのである。また *systitia* と呼ばれる共同食事の風習を制度化して存続させたのも平等意識の育成をめざしたものであることは間違いない。このホモイオイはその生活の基盤たる土地の農耕を行わせるごとに、戦士としての訓練をうけることが可能となつたのであるから、このスバルタ独特の市民のあり方を維持するにはヘイロタイの存在も必要であった。このようにして前六〇〇年以降スバルタ市民がホモイオイという形に再編成されたのである。これによつて民会への出席者数もほぼ一定となり、民会の定足数の規定もこれに伴つて設けられた可能性もある。このような形を整えた民会ならば、もはや長老会で先議された議案を形式的に通過せしめるだけのものではなくなつてゐる筈であり、当然実質的な審議権を行使し得る状況になつていつたに相違ない。しかもスバルタは前六世紀にはいつてからアルカディア南部の征服戦争を始め常に優勢に立つてきた。そのような軍事的成攻に支えられて市民の勢力、いいかえれば民会の権限は拡大していくのである。しかしながら軍事的な成功によつて力を得るのはホモイオイだけではない。軍隊の指揮権を握っている王にその戦勝の功績が帰される場合も少なくない。王の地位はいわば終身であるからその点ではエポロイより有利であり、特に軍事的な才能にめぐまれた王が現れ、それが軍事的な成功をおさめた場合にはその発言が民会においてもかなりの影響力を持つ。したがつてエポロイも民会だけではなく長老達とも協力して王権の強大化を防止しておく必要があつたのである。スバルタでは僭主の出現を嫌い、常に僭主の現れた国を敵視する傾向があつたが、一人

持するにはヘイロタイの存在も必要であつた。このようにして前六〇〇年以降スバルタ市民がホモイオイという形に再編成されたのである。これによつて民会への出席者数もほぼ一定となり、民会の定足数の規定もこれに伴つて設けられた可能性もある。このような形を整えた民会ならば、もはや長老会で先議された議案を形式的に通過せしめるだけのものではなくなつてゐる筈であり、当然実質的な審議権を行使し得る状況になつていつたに相違ない。しかもスバルタは前六世紀にはいつてからアルカディア南部の征服戦争を始め常に優勢に立つてきた。そのような軍事的成攻に支えられて市民の勢力、いいかえれば民会の権限は拡大していくのである。しかしながら軍事的な成功によつて力を得るのはホモイオイだけではない。軍隊の指揮権を握っている王にその戦勝の功績が帰される場合も少なくない。王の地位はいわば終身であるからその点ではエポロイより有利であり、特に軍事的な才能にめぐまれた王が現れ、それが軍事的な成功をおさめた場合にはその発言が民会においてもかなりの影響力を持つ。したがつてエポロイも民会だけではなく長老達とも協力して王権の強大化を防止しておく必要があつたのである。スバルタでは僭主の出現を嫌い、常に僭主の現れた国を敵視する傾向があつたが、一人

の王が軍事的成績を背景に独裁的な権力を握る可能性はあつた。永らく二王制が維持され单独支配者の権力把握をある程度防止する役目を果してはいたが、王が法を越えた行動をとらないという保障はないのである。クセノポンがエポロイと王との毎月の誓約に際して、王が法律に従うかぎり王権を支持するといったのは王が法を犯すことも全くあり得ないことはないことを意味しているともいえる。またこのことは半面法の管理権を持つたエポロイが王よりも優位に立つことを示している。

キロンによってエポロイの権限が強化されたのは以上のようない民会の強化とエポロイの長老達との同調などを背景にして一挙に王の無力化をはかつたものといえる。その中でもキロンはホモイオイの政治的発言力の強化をめざし民会の力を増強したが、その過程でエポロイも各区の代表者の意識はなくなり文字通り市民の代表者として行動をとるようになつたのである。したがつて一言でいえばキロンによるエポロイの権力増大はホモイオイの勢力によつて推し進められたのである。

スバルタのエポロイの政治権力獲得に至るまでの過程を概観したが、キロン以前にも立法者または改革者が存在したと見る方が妥当なように思われる。その際に思い出され

るのが古来スバルタの立法者として伝説的人物ながらリュケルゴスである。彼が伝説上の人物があるいは実在の人物かはにわかに断定できないが、彼の名を冠する改革はキロンに先立つこと五〇年頃、すなわちホモイオイ創設の頃に行われたものであろうという見通しをもつていい。今後その点を含めてスバルタの古史を再吟味して行きたい。

註

- ① ポリスにおいては貴族（有力者）の集会があつてそれが事実上国家の方針を決定していた。これが評議会（bule）、長老会（gerusia）と呼ばれるものである。これに對して市民権のある市民がすべて出席権をもつ民会があつて、評議会で先議された法案が提案された。規定では法案は民会を通過しなければ法的効力を持ち得ないことになつていいので、民会は国家最高の決議機関であったが、ポリス成立の当初から貴族政時代を通じて、民会ではほとんど審議せずに評議会から送られてくる法案を通過させていた。民会で実質的な審議が行われて法案の修正などを行つようになるのはかなり後のことである。

- ② なお民会は一般に *ekklesia* と呼ばれたがスバルタでは特に *apella* と称された。
rhetra とは普通名詞としては「辯」「法律」を意味するが、スバルタにおけるレトラは「基本法」ともいべきもの。ヘ

- ロームス (I. 65) ザドルボイのアポロン神託にゐるべし
へ説ひクノタ島がふむたむれたといひ説を併記してゐる。
- (3) Michell, H., Sparta, 1952, 119ff.
- (4) リの部族は血縁的なもので、行政区的なものになつてゐたと思われる。
- (5) リの説を主張乃至支持するのはニイハ系の研究者に多く見られる。主要なものは Bengtson, H., Griechische Geschichte von den Anfängen bis in die römische Kaiserzeit, 1950, 114. やもろ Ehnenberg, V., Staat der Griechen, I, 1957, 50. やもろ H. Berve, U. Wilcken もリの説の支持者である。
- (6) クロムス (VI. 66) の記事に詳しき。
- (7) Kahnstedt, U., Griechisches Staatsrecht I, 1922, 237. がリの説をへてゐる。その他オーハタの den Boer, W., Laconian Studies, 1954, 206ff. もこれに近く。
- (8) 二十世紀初期の研究者の多くがリの説をへてゐる。代表的なものは Busolt, g., -Swoboda, H., Griechische Staatskunde, 1926, 683. やある。ほかに Neumann, K. J., Bury, J. B. などもリの説に傾いてゐる。
- (9) リの当時のアルカス王が有名な Pheidon やあると考えられる。彼が開発したと推定される新戦術が後にギリシア全體で採用されるようになる重装兵密集隊 (hopliten phalanx) 戰術であり、これがヒュンアイの戦での勝利を導いたのである。
- (10) 古代においては一般的に武器、武具は自弁であり、しかもそれが高価であつたので、一般市民でそれを用意でやむのには極めて少數であった。
- (11) Huxley, G. L., Early Sparta, 1962, 62ff. はある如く、紀元前七世紀から六世紀中葉まではスバルタはギリシア随一の貿易国で、ことに小アジア北西部のリュディア王国との交渉が盛んであつた。前七世紀後半の詩人 Alkman の作品によつてスバルタが国際色豊かな都市であつたことが確認である。
- (12) Huxley, op. cit., 65.
- (13) Michell, op. cit., 124.
- (14) ヌカト・イネイ (pythioi) やヌカテイオスの複数形。ピュティオスはペペルタド・トルボイの (アポロン神の) 神託を求めに行く役職で四人で構成されてゐる。クロムス (VI. 57) は彼らは国費で食事をする特権があつたと述べている。
- (15) enomotia はスバルタの軍事組織の最下部単位であるが、その人数については一五人説と三三一人説とがある。他方 triakas は文字通り三〇人からなる一単位であると思われるが、enomotia と如何なる関係にあるかは明らかでない。
- (16) リとヒボロイに絶大な権力が与えられている点に批判的である。
- (17) ヒボロイが長老達と協議を行つたといひ例は先に言及したクロムスの記事 (V. 40) にも見られる。
- (18) 原隨園「スバルタの古制について」(『京都大学文学部五十年記念論集』所収 五四五頁—五八五頁) 一九五六、五

四九頁及び五七五頁。

⑯ エボロイの任期が一年間といふとも考慮に入れなければならぬ。

⑰ リュクルゴスが実在か非実在かといふのはスバルタ史の難問の一つであり、両説合い半ばしている。今日では実在を認め研究者がやや多いが、リュクルゴスがプルタルコスの『リュクルゴス伝』にあるような大改革を実現したと考えるものは皆無と云ふ。この問題について Michell op. cit., 19-25 及び Toynbee, A., Some Problems of Greek History, 1959, 274-284. がやや詳細に論じてゐるが、これも最終的な結論は出しえない。

(本学教授 西洋古代史)